

◆学生部法学部窓口での留学先で修得した科目の単位認定申請について◆

留学先の大学で修得した科目の単位認定を希望する場合は、学習指導面談が必要になります。

以下の学習指導面談における注意事項をご確認ください。なお、申請方法が変更となった場合は、keio.jpのNewsにてお知らせします。書類を用意する前に必ず確認してください。

■学習指導面談

(1) 面談日（補講日・定期試験期間を除く授業開講期間のみ）

授業期間中の毎週水曜日 10 時～（法律学科）／10 時 30 分～（政治学科）

(2) 必要書類（※面談を申し込む際は、②～⑤の書類を①の申請書に記載した科目の順に並び替えてご準備ください。面談当日は②～⑥の書類を①の申請書に記載した科目の順に並び替えてご準備ください）

①学生部所定の単位認定申請書（窓口でお渡しします）

②学生部所定の単位認定についての説明書（窓口でお渡しします）

③留学先の成績証明書（原本。返却希望があれば面談時に申し出てください）

※原則、英文の成績証明書に限ります。英語以外の言語による成績証明書しか入手できない場合には、法学部担当にご相談ください。

※WEBからのプリントは原則不可ですが、用意が難しい場合には別途お問い合わせください。

④授業時間数を証明する書類（「1コマ当たりの時間数」と「授業回数」を確認できる書類）

※単位数換算の目安は 1350 分以上の授業で 2 単位、2700 分以上の授業で 4 単位です。ただし、675 分以上の授業で 1 単位と認められることもあります。

⑤認定を希望する科目のシラバス（写）

⑥授業で使用したテキストやノート

(3) 面談申込期限

面談を希望する日の前の週の金曜日までに、(2)の必要書類のうち①～⑤の書類を学生部法学部担当窓口を持参してください。その際に必要書類を確認します（※⑥は面談当日のみお持ちください）。

■注意事項

- ・留学先大学から成績証明書が届いてから 1 か月以内（休校期間を除く） に申請をしてください。
- ・認定される分野・単位数は学習指導面談で決定します。認定された単位は取り消すことができません。
- ・単位認定された単位は、留学先での評語に関わらず、一律「G」（認定）になり、成績表及び、成績証明書に記載されます（※海外の大学院に出願を考えている方はご注意ください）。
- ・認定の対象となるのは専門科目に相当すると認められたものであり、一般教養科目に相当するもの等は対象外です。ただし、副専攻認定を目指す学生は、一般教養科目に相当する科目が（単位認定の対象外ではあるものの）副専攻の条件を満たす科目として考慮される可能性がありますので、担当教員に相談してください。
- ・認定される単位数の上限は 30 単位です。
- ・法律学科については、法律学関係の科目が単位認定の対象となるほか、法学部政治学科や他学部設置の科目に相当する専門科目も、「展開科目（他学科・他学部）」として単位認定の対象となります。ただし、卒業要件として認められる「展開科目（他学科・他学部）」は、（留学前に取得済みのものも含め）22 単位が上限であり、それを超えた分は自主選択科目となります。
- ・政治学科については、政治学関係の科目が単位認定の対象となります。
- ・2 年制大学やコミュニティカレッジで取得した単位は、一般教養科目とみなされるため、単位認定できません。

以上